

嘉庫 嘉悦大学学術リポジトリ Kaetsu

University Academic Repository

Account Books of Mitsui' s Banking Group in
1720' s

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-11-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯野, 幸江 メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/350

研究論文

享保期における三井両替店一卷の会計帳簿

Account Books of Mitsui's Banking Group in 1720's

飯野 幸江

Yukie IINO

<要約>

近世日本を代表する商家の一つである三井家は、呉服業と両替業を基幹事業として発展した。その経営組織は、呉服店を中心とする本店一卷、両替店を中心とする両替店一卷にグループ化され、その頂点に統轄機関である大元方が位置するというものであった。本稿では大元方の営業店管理と関連づけながら両替店一卷の会計帳簿である『目録寄』と『三年勘定大録』を考察し、これらの会計帳簿においてどのような会計処理が行われて、どのような会計情報が元方に報告されていたのかを明らかにすることを試みた。

考察を通じて、『目録寄』は両替店一卷の資本と利益をとりまとめた会計帳簿であるが、資本と利益を明らかにするだけでなく投下資本利益率を算定することで、業績評価に有用な会計情報を元方に提供していたこと、『三年勘定大録』は両替店一卷の3年間の留保利益を明らかにした会計帳簿であり、これによって大元方は両替店一卷の留保利益を確実に吸い上げることができ、大元方の資本蓄積に貢献していたことが明らかになった。両替店一卷の会計帳簿は、単に両替店一卷の財政状態や経営成績としての利益を明らかにしているだけでなく、大元方の営業店管理と密接に結びついて作成されていたのである。

<キーワード>

両替店一卷、大元方、規矩録、建書、目録寄、三年勘定大録、元建、功納、投下資本利益率

1 はじめに

三井家の大元方は、宝永7(1710)年に三井家の営業店と同苗を統轄する機関として設立された組織体である。近世日本を代表する商家の一つである三井家は、延宝元(1673)年に京都と江戸に呉服店を開業後、天和3(1683)年に江戸に両替店を開設し、天和・貞享年間(1680年代)にかけて営業店を増やしていった。そして、京都・江戸・大坂の3都において呉服店と両替店をそれぞれ開設することによって、基幹事業となる呉服業と両替業の基盤を

確立したのである。三井家の営業店は、呉服店を中心とする営業店からなる本店一卷、両替店を中心とする営業店からなる両替店一卷にグループ化されており、その頂点に位置するのが大元方であった。

三井家の決算制度は次の3段階に分かれて行われていた（三井文庫、1973、pp.810-811）。

第1段階 各営業店は毎期末にその所属する一卷の本店である京都店に決算帳簿を提出する。

第2段階 本店と両替店の京都店は自店を含む一卷の決算を行い、それを大元方へ提出する。

第3段階 大元方は両一卷の決算と自己の収支を含めて総決算を行う。

第3段階における大元方では、7月14日と12月31日の年2回に決算が行われ、決算帳簿として『大元方勘定目録』が作成された。大元方の決算制度や『大元方勘定目録』については、安岡（1970）、三井文庫（1973）、西川（1993）などによる代表的な先行研究がある。これらの先行研究に基づいて、大元方の会計の生成過程に関する研究、『大元方勘定目録』の計算構造や内容の詳細分析、会計史研究における『大元方勘定目録』への言及などが行われてきた¹⁾。

その一方で、第1段階と第2段階における三井家の営業店の会計方法や会計帳簿に関する先行研究は、特定の研究者に依存している傾向にある²⁾。第3段階における大元方の会計研究が比較的多くの研究者によって充実しているのに対し、その前段階である本店一卷および両替店一卷の会計研究は、特定の研究者による会計帳簿の内容分析か、三井家の経営状況を明らかにするための資料としての利用にとどまっている。とりわけ両替店一卷に関しては、両替店一卷として作成された『目録寄』『三年勘定大録』といった会計帳簿があるが、それらの紹介や内容分析はほとんど行われていない。

本稿では、三井家の決算制度の第2段階に注目し、両替店一卷における会計を考察する。具体的には、両替店一卷が成立した享保期の『目録寄』と『三年勘定大録』を検討することで、どのような会計処理が行われて、どのような内容が大元方に報告されていたのかを明らかにする。その際、単なる会計帳簿の内容分析にとどめるのではなく、大元方の営業店管理との関係から、これらの内容を明らかにするのが目的である。

2 享保期における営業店組織

享保期における三井家の営業店は『宗竺遺書』（三井家同族会旧蔵書類）から確認できる。『宗竺遺書』は、三井家の創業者三井高利の長男高平が享保7（1722）年11月1日付で作成したものである³⁾。『宗竺遺書』では万が一、同苗が別々に事業を営むことになった場合に備え、事業の分割方法を定めている。『宗竺遺書』では分割対象の営業店として、本店グループ（江戸本店、京都本店、大坂本店、京都上之店、京都紅店）、綿店グループ（江戸綿店、京都綿店、大坂綿店、伊勢綿店）、京都両替店、大坂両替店、江戸両替店、江戸本町一丁目店、京

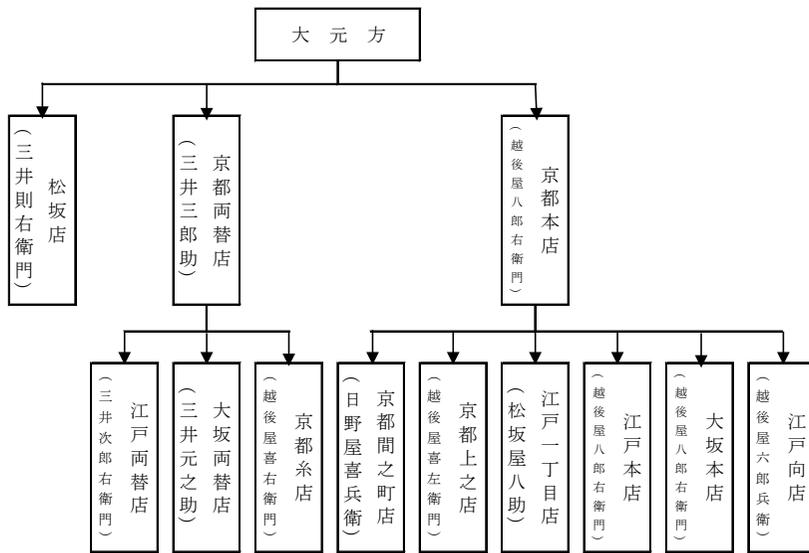
都糸店、小名木川店⁴⁾の15店をあげている(三井文庫、1973、p.9)。

三井家の営業店は、元禄期から宝永期にかけてグループ化への構想が進められていた。三井高利の次男高富は、三井家の家法草案を表した『高富草案』において、営業店を本店、両替店、綿店の3つのグループに分けて、各営業店は3つのグループのいずれかに所属させるという案を提示している(三井文庫、1980、p.94)。その結果、宝永2(1705)年に、京都本店、江戸本店、大坂本店、京都上之店、および小野田店⁵⁾の5店が統合して本店一卷が成立した。本店一卷は、上方の呉服物の仕入・販売業務を担う営業店から構成されており、京都本店がこれらの本店となる(三井文庫、1980、p.80)。

両替店は享保4(1719)年に、京都両替店、江戸両替店、および大坂両替店が統合し、京都両替店を本店とする両替店一卷が成立した。両替店の統合が本店の統合よりもかなり遅れた理由には、三井家や各営業店への貸借関係が精算できないことがあり、京都・江戸・大坂の両替店の統合が簡単にはできないという事情があったからだという(三井文庫、1980、p.114)。その後、享保14(1729)年に京都糸店、享保20(1735)年に京都間之町店⁶⁾が両替店一卷に統合される。いずれも国産の生糸や絹織物を取り扱う問屋であって両替業を営んでいるわけではないが、担保流れとして京都両替店の手に入ったという事情によって、両替店一卷に組み入れられた(中井、1966、p.90)。

綿店は、絹・綿・木綿など関東物の仕入・販売業務を担う営業店として、本店とは別のグループを形成していた(三井文庫、1980、p.80)。つまり、綿店は呉服店であっても、本店とは扱っている商品の内容が異なることと、綿店の営業成績が上がっていたこともあって、本店一卷とは独立したグループをつくっていたのである。しかしながら、享保11(1726)年頃から業績が悪化し、これをきっかけに本店一卷へ吸収・統合する動きが出てきた。そして、享保14(1729)年、京都綿店と大坂綿店はそれぞれ京都本店と大坂本店に吸収され、江戸綿店は江戸向店と改められて本店一卷に統合された(三井文庫、1980、pp.183-184)。伊勢綿店は、本店一卷に統合されることなく、松坂店として大元方直属の営業店となった(三井文庫、1980、p.191)。これにて綿店グループは解消され、呉服関係の営業店は本店一卷に統合されることになった。

以上のように三井家の営業店は、享保14(1729)年までに松坂店を除いて、呉服店を中心とする本店一卷と両替店を中心とする両替店一卷にグループ化された。これらの営業店を統轄する機関が大元方である。大元方を頂点とする三井家の営業店組織は、1のように表すことができる。



(出所) 西川 (1993) p.111 を一部修正。

図1 享保14(1729)年における三井家の営業店組織

三井家の経営組織についてヒルシュマイヤー・由井(1977)は、大元方を「本格的な機構」(p.79)と位置づけ、「各店が自身の損益に責任をもつ利益分権制を中核としており、今日の分権的な事業部制に近い組織構造をもっていた」(p.81)と述べている。西川(1993)も『大元方』が『京都本店』や『京都両替店』などの直屬店に投融資し、直屬店それぞれが利益責任単位(profit center)になっていたとみることができる」(p.109)と述べ、三井家の経営組織を今日の事業部制組織に相当するものであるというヒルシュマイヤー・由井の見解に賛同している。

大元方と各営業店の人的・経済的關係については、大元方が各営業店に下付した『規矩録』『建書』といった文書で知ることができる。次章では、これらの文書を検討することで、大元方が各営業店をどのように管理しようとしていたのかを考察する。

3 大元方による営業店の管理

3.1 『規矩録』

『規矩録』は、大元方設立直前の宝永6(1709)年12月に、各営業店に対して元建高、功納高および余慶金の処理を申し渡した文書である。『規矩録』は合計7冊作成されたということであるが、現存しているのは両替店、綿店、および御用所の3冊である。3冊の『規矩録』は、若干の違いこそあれほぼ同文であり、同じ内容の『規矩録』が本店を含めた営業店に下付されたことが推測されている(三井文庫、1973、p.788、および三井文庫、1980、p.97)。ここでは大元方と両替店の間を調べるために、『両替店規矩録』(三井文庫寄託史料、新9)の

内容を考察する。

『両替店規矩録』は、三井文庫（1973）においてその全文が翻刻されており、その内容は三井文庫（1980）で次のように紹介されている（三井文庫、1980、pp.96-97）。

- (1) 大元方から京両替店へ「元建」として銀 1,000 貫目を渡す。この元建にみあう「商徳功納」として、年に銀 200 貫目（盆 100 貫目、年末 100 貫目）を大元方へ渡す。
- (2) この功納分以上に余剰が出たときは、その 10 分 1 を支配人から上座の者まで褒美として支給する。
- (3) そのほか、(イ) 手代元手銀や役料、(ロ) 火災による損失や普請料、(ハ) 売掛金の引倒れとか手代引負などの引当にあたるもの、(ニ) その他、店からの付届けや臨時出費なども、この余剰銀から支出する。
- (4) 退職する手代への元手銀支払いは、その者の「功次第」を書き出して大元方の指示をうけること。大元方は元手銀の支払いなどのために京両替店から銀 50 貫目を預かり、積み立てておく。
- (5) 毎期の「商徳功納」は必ず納めること。遠方の店は為替によるが、京都の店は規定の日に持参すること。年によってこの定額の「商徳功納」を納められない場合は、とりあえず大元方から借り受けてでも納入する。
- (6) 店々で余剰銀が蓄積されたときは、相談の上大元方へ預ける。この店は大きな手柄をたてたことになる。
- (7) 「元建」銀のほかに店々が大元方から借りた銀の利息は、銀 1,000 貫目以上は年 7 分、500 貫目以上は年 9 分、500 貫目以下は年 1 割とする。この利息は年 2 回に支払う。
- (8) 元銀不足の場合は、年 1 割 5 分の利息付きで大元方から渡す。
- (9) 三井家の者で店に在勤しているときの諸費用（小遣入用・上下の路用等）は大元方へ振替請求する。
- (10) 10 分 1 褒美銀の支給率は支配人 10 歩、組頭 6 歩、上座 2、3 歩とし、手形で渡す。これを年 6 分の利息で預かる。
- (11) 油小路の御用所のなかに大元方会所を新設する。店々の用向きは、この会所へ書面で申し出ること。会所には頭手代などを常駐させる。

大元方と両替店の出資関係は、(1)、(5)、(7)、および(8)から知ることができる。大元方は両替店へ経営資金として「元建」を渡す。「元建」は両替店から見れば資本金となる。「元建」に対して、両替店は大元方へ「商徳功納」を渡すが、これは資本配当とは性格が異なる。なぜならば、「商徳功納」は経営成績に関係なく一定額を納めなければならず、納めることができない場合は、この分が大元方への借入として扱われるからだ。さらに、両替店の経営資金のうち「元建」で不足する分については、大元方から借り入れることになっており、それに対する利息も借入額ごとに決まっていた。

- (2)、(3)、および(6)は、両替店の利益処分に関するものである。大元方へ「商徳功納」を納

めた後の余剰銀について、10分の1は役職者への褒美銀として支給され、それ以外については、(3)にあるように細かく使途が決められていた。余剰銀の蓄積額は大元方へ預けられるが、「この店は大きな手柄をたてたことになる」とあるように、余剰銀が営業店の業績評価の対象になっていたことがわかる。

褒美銀の支給については(10)で役職ごとに支給率が定められており、手代の退職金に関しても(4)にあるように大元方の指示を受けることとなっている。これらのことから、大元方が両替店の人事評価について決定権をもっていたことが伺える。

『両替店規矩録』の内容から、大元方が両替店に対して、資金面でも人事評価の面でもかなりの影響力をもっていたことがわかる。その一方で、(9)で三井家の者が両替店に勤務しているときに要した諸費用は、大元方が負担するというように、三井家の支出と事業の支出を合理的に分けて考えている。そして、余剰銀の蓄積額をもって、両替店の業績評価の対象としている。

3.2 『建書』

『建書』は営業店の元建額を定めた文書である。元建額が改められると、大元方から『新建書』が下付され、両替店においては享保元(1716)年、享保4(1719)年、享保7(1722)年に新建が申し渡されている。『両替店新建帳』(三井文庫所蔵史料、続1700-1~3)⁷⁾は3冊からなっており、1冊目が新建の申し渡し文書となっている。2冊目と3冊目には、奉公人への褒美銀や役職の人数など、奉公人に関する内容が申し渡されている。ここでは両替店の新建に関する内容をみていく。

3.2.1 享保元(1716)年の『両替店新建帳』

享保元(1716)年の『両替店新建帳』は7月に下付され、次の一文で始まっている。

「新町両替店商売向ハ、元来之存付店々延銀請取、其銀子慥成証文ニ而筋能廻シ申覚語ニ相建候得共、諸方商壳体も多、其方江望性旁入込申ニ付、新町逆も望性ヲ相渡シ功納建ニ申付候、夫故諸御代官之請込又は町借旁大分ニ引請危キ致方、不安堵筋とハ乍存不得止事右之族ニ致させ來候、然ルニ近年大元方建候以後、兼而之本筋二段々成來候ニ付、此度相改メ唯今迄之両替店建ヲ相止、自今大元方之銀子ヲ出、両替店廻シ所と相心得、末々ハ他借無之様致させ申事」(三井文庫、1973、p.265)

すなわち、これまでの元建制を廃止し、大元方から銀子を貸し出すので、それを経営資金として営業を行い、他から借り入れるようなことはしないようにと申し渡しているのである。大元方からの貸出額は6,000貫を上限とし、1年に2回利息を納めることと定めている。利率は4,000貫から500貫単位で定められており、貸出額に対する利率と利息は表1のとおりである。

表1 大元方からの貸出額に対する利率と利息

貸出額	利率（月）	利息	
		春季分	冬季分
4,000 貫	0.85%	221 貫	187 貫
4,500 貫	0.8 %	234 貫	198 貫
5,000 貫	0.77%	250 貫 250 匁	211 貫 750 匁
5,500 貫	0.75%	268 貫 125 匁	226 貫 875 匁
6,000 貫	0.7 %	273 貫	231 貫

（出所）三井文庫（1973）pp.265-269 から作成。

三井家の決算は年2回であり、会計期間は1月1日から7月14日までの6.5か月と、7月15日から12月31日までの5.5か月であった。そのため貸出額に利率を乗じて1か月分の利息を算出し、それに6.5を乗じた額が春季分、5.5を乗じた額が冬季分の利息となる。

大元方に利息を支払った後の利益処分については、次のように申し渡されている。

「右建之通利銀大元方江相納、残テ優銀之内

十歩一 店褒美ニ遣

但元ノヨリ惣手代配分法之通ニ可仕候、尤配分之節元ノヨリ此方江窺可申候事

右十歩一引残之銀高店持、此利足月六ノ法ニ勘定可仕候事

但三ケ年宛積置申事

四年目之春、右積銀之内ニ而塞り物・滞銀之埋合、手代元手銀等其外不定成物を有銀ニ見候分惣而此内ニ而引落、浮有物と相立可申事

如斬引捨残テ正味優銀其訳ヲ相立、両替店働として大元方江勘定ニ入可申事」（三井文庫、1973、p.266）

大元方に利息を支払った後の残高は、その10分の1を褒美銀の支給額に充て、その残りは3年間積み置くとしている。4年目に、そこから「塞り物・滞銀」といった不良債権の補填や手代の退職金に充てた残りが大元方の勘定に入る。これは「両替店働き」として両替店の業績評価の対象とされる。この他に、大元方が負担する費用、両替店が負担する費用が明確に定められている。

享保元（1716）年の新建に関する申し渡しは、元建制が廃止されたことを除けば、『両替店規矩録』の内容とあまり変わらない。

3.2.2 享保4（1719）年の『両替店新建帳』

享保元（1716）年の『両替店新建帳』において、「右之建三ケ年切ニ相定、四年目ヨリは又新建ニ相改候間、其旨相心得可申事」（三井文庫、1973、p.266）と定められたとおり、享保4（1719）年1月に新たに新建の申し渡しがなされた。その内容は次のとおりである。

「一去戌暮迄店々大勘定申付、両替店も首尾能勘定相済、其上此度江戸・大坂両替店京都江
一致ニ申付候、依之元建相改候事

一小形金七千両
四宝銀六百貫目

此功納 小形金貳千百両
四宝銀百貳拾貫目

二口銀ニノ貳百拾六貫也

一小形金三千両
四宝銀六千六百貫目

此利銀五百三拾三貫五百貳拾匁 月六半之建

元建

合 金壹万両
銀七千貳百貫目

但四宝銀八千貫目之新建、新銀貳千貫目分也

利銀

合七百四拾九貫五百貳拾目

右之積りを以、向後壹ヶ年ニ四宝銀七百五拾貫目之定法半季ニ乾金四百六拾八両三步・
四宝銀三百三拾七貫五百目宛、大元方江相納可申事

但閏月は法之外ニ四宝銀之積り四拾五貫目相納可申事」(三井文庫、1973、p.267)

すなわち、これまで江戸両替店と大坂両替店へは京都両替店とは別々に元建が提供されて
おり、それに対する功納も別々に納められていたが、京都・江戸・大坂の両替店が統合して
両替店一卷を形成したので、両替店一卷としての元建を新たに定めるといふものである。そ
こで、江戸両替店と大坂両替店の元建である 7,000 両と 600 貫に、京都両替店への貸出額で
ある 3,000 両と 6,600 貫を合計して、10,000 両と 7,200 貫を新建とした。なお、1 両は 80 匁で
換算されており、銀換算した新建は 8,000 貫(新銀で 2,000 貫)となる。同様に新建に対する
利銀も、江戸両替店と大坂両替店の功納である 1,200 両と 120 貫(銀換算した合計は 216 貫)
に、京都両替店への利息 533 貫 520 匁(利率は月 0.65%)を合計した 749 貫 520 匁に近い 750
貫を大元方へ納めることと定めた。大元方へは各季に 750 貫の半額(468 両 3 歩と 337 貫 500
匁)を納める。利銀を納めた後の残高の扱いは、享保元(1716)年の申し渡しと同様である。

享保 4(1719)年の新建の申し渡しは、両替店一卷の成立に伴い、両替店一卷としての新
建が定められたことが特徴である。

3.2.3 享保 7(1722)年の『両替店新建帳』

享保 7(1722)年の『両替店新建帳』は 1 月に下付され、「去丑暮迄三年之勘定首尾能相済、
当寅年玆仍願ニ建相改申付候事」(三井文庫、1973、pp.267-268)という一文から始まり、次

のように新建の申し渡しがなされた。

「金五千両 元建渡

銀千八百貫目

但江戸・大坂両替店ハ不及別建、京都両替店ヨリ分ケ建ニシテ壱割壱歩ノ法

此功納壱ケ年分

金五百五拾両

銀百九拾八貫目

右之積りを以向後半季ニ金貳百七拾五両・銀九拾九貫目宛、七月晦日・正月晦日大元方江相納可申事」（三井文庫、1973、p.268）

両替店一巻の元建として 5,000 両と 1,800 貫が大元方から京都両替店に渡され、江戸両替店と大坂両替店の元建は京都両替店から分け与えることとされた。1 年分の功納は、元建に対して年利 11% の 550 両と 198 貫である。これを 7 月末日と 1 月末日の 2 回に分けて、それぞれ半額（275 両と 99 貫）を大元方に納めることが申し渡されている。また、「大元方ヨリ相渡可申銀高、元建之外年賦之持銀共ニ先ハ都合三千貫目を限り、此外相廻り申望無之候、尤御用掛り請込之銀子者格別、日延之他借致而相廻シ候儀堅致間舗事」（三井文庫、1973、p.268）として、元建以外に経営資金が必要な場合は大元方から 3,000 貫を上限に貸し出すこととし、外部からの借入れを堅く禁じた。

最後は、「右之通来ル辰年迄三ケ年相定候、四年目ニ至相替候品も無之候ハ、右建之通可申付候、先当年ヨリ三年過候而新建ニ相改申と心得可申者也」（三井文庫、1973、p.268）と結ばれ、この新建の申し渡しは向こう 3 年間のものであるが、4 年目になって改める必要がなければ、これをそのまま継続するとしている。

4 両替店一巻の会計帳簿

4.1 両替店一巻の主要な会計帳簿

両替店一巻の主要な会計帳簿は、(1)『大福帳』など各店の帳簿類、(2)各店の決算書である『目録』、(3)両替店一巻の決算書である『目録寄』、および(4)三年勘定書類の 4 種類であるという（日本経営史研究所、1983、p.79）。

『大福帳』は今日の総勘定元帳に相当するものとされ（西川、1984、p.50）、享保 13（1728）年の京都両替店の『大福帳』では 42 の勘定口座が設定されている（日本経営史研究所、1983、p.80）。京都両替店の『大福帳』は、享保 13（1728）年の他に寛政元（1789）年から明治 6（1873）年までの期間で 38 冊が現存しているだけである。江戸両替店については、明治 5（1872）年の『大福帳』が残っているだけである。大坂両替店の『大福帳』は、京都と江戸の両替店よりは比較的残存しているが、それでも宝暦 4（1754）年から明治 6（1873）年までの期間で 160 冊である。

『目録』は、資産持分計算部分、損益計算部分、および利益処分計算部分から構成されて

おり、『勘定目録』とも呼ばれる。『目録』は各営業店の決算書であり、その中でも京都両替店『目録』は、傘下の営業店の利益が京都両替店の利益に振り替えられ、両替店一卷全体の利益を測定し、その処分額を決定するものであった（西川、1984、p.48）。

京都両替店の『目録』は、安永元（1772）年から明治5（1882）年までのものが断続的に現存している。また、『目録』の写しである『目録留』が、ところどころで欠落しながらも、天明6（1786）年から安政6（1859）年までのものが現存している。江戸両替店の『目録』は、文政元（1818）年から明治5（1872）年までのものが、ほぼ欠けることなく現存している。また、京都両替店作成の『目録留』が天明6（1786）年から明治4（1871）年までのものが、一部の期間を除いて現存している。大坂両替店の『目録』は、天明3（1783）年と文政元（1818）年から明治5（1872）年までの期間のものが現存している。『目録留』は京都両替店作成のもの他に、大坂両替店作成のものが享保13（1728）年から明治6（1873）年まで現存している。

『目録寄』は『大録』ともいい、両替店一卷の各営業店の『目録』の資本と利益に関する部分を取りまとめた両替店一卷の総括的な帳簿である。その意味で『目録寄』は両替店一卷の決算書といえる。『目録寄』は享保7（1722）年から明治4（1871）年までのものが、ほぼ現存している。『目録寄』の写しである『目録寄歩廻控』は、享保4（1719）年から明治4（1871）年まで一部の期間を除けば現存しており、『目録寄』と『目録寄歩廻控』を合わせれば、両替店一卷が成立した享保4（1719）年から明治4（1871）年までを網羅できる。

三年勘定書類は『三年勘定大録』や『三ヶ年勘定目録』という名称で作成され、享保12（1727）年から嘉永3（1851）年までのものが、ほぼ現存している。その写しである『大録表延銀』は、嘉永6（1854）年から明治3（1870）年までのものが現存している。また、『目録寄歩廻控』には、三年勘定が行われた期には『三年勘定大録』の写しも記載されている。それらを合わせると、三年勘定が制度化された享保9（1724）年から明治3（1870）年までを網羅できる⁸⁾。

ところで、これらの会計帳簿のうち、両替店一卷が成立した享保期において現存しているのは、享保13（1728）年の『大福帳』、『目録寄』および『三年勘定大録』しかない。そこで、次節以降においては、享保期の『目録寄』と『三年勘定大録』の内容を検討していく。

4.2 『目録寄』

『目録寄』は、享保7（1722）年の新建の申し渡しを境に記帳内容が異なるので、享保6（1721）年下期以前と享保7（1722）年上期以降に分けて述べていく。

4.2.1 享保4（1719）年上期から享保6（1721）年下期までの『目録寄』

享保4（1719）年上期と下期の2期分の『目録寄』の内容は、京都・江戸・大坂の3両替店のそれぞれの「延銀」⁹⁾と、「延銀」から奉公人への褒美銀に充てられる「十分一」を差し

引いた残高を記載しただけのものであった。すなわち、今日でいう当期純利益と奉公人への褒美銀を明らかにした部分である。

享保5(1720)年上期から享保6(1721)年下期の『目録寄』は、これに「持銀之寄」と「歩通り」の部分が加わり、3つの部分から構成される。享保5(1720)年上期の『目録寄』のこの3つの部分の記載内容を整理したのが、表2から表4である。

表2 『目録寄』:「延銀」と「十分一」褒美銀の記載部分(享保5年上期)

京都両替店	93貫573匁8分2厘7毛	
内 十分一定法引	<u>9貫357匁3分</u>	
残而		84貫216匁5分2厘7毛
江戸両替店	188両1歩	
	9匁6分2厘	
内 十分一定法引	<u>18両3歩</u>	
残而		169両2歩
		9匁6分2厘
大坂両替店	22貫613匁5分2厘2毛	
内 十分一定法引	<u>2貫261匁3分</u>	
残而		<u>20貫352匁2分2厘2毛</u>
合	188両1歩	
	116貫196匁9分6厘9毛	
内 三ヶ所十分一定法高引	18両3歩	
	<u>11貫618匁6分</u>	
残而		169両2歩
		<u>104貫578匁3分6厘9毛</u>
二口銀ニズ		<u>112貫700匁</u>

(出所)『目録寄歩廻控』(三井文庫所蔵史料、続2714)から作成。

表3 『目録寄』:「持銀之寄」(享保5年上期)

		持銀之寄
京都両替店	亥壱ヶ年分延銀之利十分一共	147貫313匁4分8厘5毛
京都両替店	子盆前延銀	<u>93貫573匁8分2厘7毛</u>
二口 ^ノ		240貫887匁3分1厘2毛
内	十分一定法引	<u>23貫373匁5分</u>
残而		217貫513匁8分1厘2毛
江戸両替店	亥壱ヶ年延金十分一共	828両3歩
		11匁3分9厘
江戸両替店	子盆前延金	188両1歩
		<u>9匁6分2厘</u>
二口 ^ノ		1,017両
		21匁0分1厘
内	十分一定法引	<u>101両2歩</u>
残而		915両2歩
		21匁0分1厘
大坂両替店	亥壱ヶ年延銀元利十分一とも	44貫253匁5分1厘
大坂両替店	子盆前延銀	<u>22貫613匁5分2厘2毛</u>
二口 ^ノ		66貫867匁0分3厘2毛
内	十分一定法引	<u>6貫454匁3分</u>
残而		<u>60貫412匁7分3厘2毛</u>
三ヶ所	合	1,017両
		307貫775匁3分5厘4毛
内	十分一定法引	101両2歩
		<u>29貫827匁8分</u>
残而		915両2歩
		<u>277貫947匁5分5厘4毛</u>
二口銀ニ ^ノ		<u>321貫800匁</u>

(出所)『目録寄歩廻控』(三井文庫所蔵史料、続2714)から作成。

表4 『目録寄』:「歩通り」(享保5年上期)

	歩通り	
大元方ヨリ預 三ヶ所両替店一致之建	2,000 貫	
牧野様引当 紀伊守様預	<u>125 貫</u>	
〆		2,125 貫
大元方へ功納に当半季之利高	95 貫 600 匁	
大元方へ納め利足之外京都延銀	93 貫 500 匁	
江戸店延金	代銀 9 貫	
	(金 188 両 1 歩)	
大坂店延銀	<u>22 貫 600 匁</u>	
四口		220 貫 700 匁
残銀高ヲ右 2,125 貫匁ニなし		
月 1 歩 598 ニ当ル		
年 1 割 9 歩 176 ニ当ル		
	京都一方之通り	
大元方ヨリ建	2,000 貫	
牧野様 紀伊守様引当	<u>125 貫</u>	
〆		2,125 貫
大元方へ納め当半季利足高	95 貫 600 匁	
大元方へ納め利足之外延銀	<u>93 貫 500 匁</u>	
〆		189 貫 100 匁
残高ヲ右 2,125 貫目之なし		
月 1 歩 3691 ニ当ル		
年 1 割 6 歩 423 ニ当ル		
	江戸一方之通り	
京都之建元方ヨリ預		5,000 両
京都両替店へ功納ニ渡ス	375 両	
右京都へ相渡し功納之外延金	<u>188 両 1 歩</u>	
〆		563 両 1 歩
残高ヲ右 5,000 両之なし		
月 1 歩 733 ニ当ル		
年 2 割 096 ニ当ル		
	大坂一方之通り	
京都之建大元方ヨリ預		250 貫
京都両替店へ功納渡ス	18 貫 750 匁	
右京都へ相渡候功納之外延銀	<u>22 貫 600 匁</u>	
〆		41 貫 300 匁
残高ヲ右 250 貫ニなし		
月 2 歩 543 ニ当ル		
年 3 割 0516 ニ当ル		

(出所)『目録寄歩廻控』(三井文庫所蔵史料、続 2714) から作成。

「持銀之寄」は、京都・江戸・大坂の3両替店それぞれの「延銀」と「十分一」褒美銀の累計額を記載した部分である。表3の京都両替店を例にとると、「亥壺ケ年分延銀之利十分一共」147貫313匁4分8厘5毛が享保4(1719)年上期と下期の「十分一」褒美銀控除前の「延

銀」であり、これに当期純利益である「子盆前延銀」93貫573匁8分2厘7毛を足して「延銀」の累計額240貫887匁3分1厘2毛を算出する。「延銀」の累計額から、「十分一」褒美銀の累計額「十分一定法」23貫373匁5分を差し引いた「残而」が217貫513匁8分1厘2毛となり、「十分一」褒美銀控除後の「延銀」の累計額となる。「持銀之寄」は、「十分一」褒美銀控除後の「延銀」の累計額を計算することによって、両替店一卷の留保利益、すなわち「持銀」を明らかにしている。

「歩通り」は、両替店一卷と京都・江戸・大坂の3両替店それぞれの営業活動に投下された資金、大元方への功納、および当期の「延銀」を記載した部分である。以下、表4の内容に沿って「歩通り」の記載内容を述べていく。

両替店一卷の部分では、大元方から両替店一卷への元建である「大元方預 三ヶ所両替店一致之建」が2,000貫と牧野家と紀州徳川家からの預り金である「牧野様引当 紀伊守様預」125貫が計上されている。これらの合計2,125貫が両替店一卷の営業活動への投下資金となる。続いて大元方への功納と京都・大坂・江戸の3両替店の当期の「延銀」が計上されている。大元方への功納額は95貫600匁である。京都・江戸・大坂の3両替店の「延銀」は、それぞれ93貫500匁、9貫、22貫600匁が計上されている。京都両替店の当期「延銀」は93貫573匁8分2厘7毛であるが、10匁以下は切り捨てられている。大坂両替店の当期「延銀」も同様である。江戸両替店の「延金」は188両1歩であるが、銀9貫に換算されている。大元方への功納と3両替店の「延銀」の合計額は220貫700匁となる。「残銀高ヲ右2,125貫匁ニなし 月1歩598ニ当ル 年1割9歩176ニ当ル」とあるのは、投下資金2,125貫に対する功納額・「延銀」220貫700匁の1月当たりと1年当たりの割合である。すなわち、220貫700匁は6.5か月分なので、1月当たりの功納・「延銀」合計は約33貫953匁となる。33貫953匁を投下資金の2,125貫で除すと約0.01598(1.598%)となり、この数値は功納額控除前の1か月当たり投下資本利益率を表しているのである。なお、0.01598に12を乗じると、1年当たり投下資本利益率0.19176(19.176%)となる。

「京都一方之通り」では京都両替店の投下資本2,125貫、大元方への功納95貫600匁、当期「延銀」93貫500匁が計上され、功納額控除前の投下資本利益率が1月当たり1歩3691(1.3691%)と1年当たり1割6歩423(16.423%)が記載されている。同様に「江戸一方之通り」と「大坂一方之通り」においても、京都両替店から渡された江戸両替店と大坂両替店のそれぞれの投下資金、京都両替店への功納額、当期「延銀」が計上され、功納額控除前の投下資本利益率が算出されている。

4.2.2 享保7(1722)年上期から享保15(1730)年下期までの『目録寄』

享保7(1722)年以降の『目録寄』の内容は、それ以前のものとは異なり、かなり簡素化されている。表5は三年勘定の年にあたる享保15(1730)年下期の『目録寄』の記載内容を整理したものであり、これに沿ってこの時期の『目録寄』について述べていく。

表5 『目録寄』（享保15年下期）

当季有銀ニ立		2,546 貫 645 匁 8 分 1 厘 4 毛
内 元建	2,000 貫	
申酉式ケ年戌盆前延銀	325 貫 262 匁 2 分 8 厘 2 毛	
十分一割渡ス渡シ残	<u>80 貫 468 匁 6 分 2 厘 2 毛</u>	
元建ニ成ル		<u>2,405 貫 730 匁 9 分 0 厘 4 毛</u>
残 延銀		<u>140 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>
歩平均 月 1 歩 0065		
年 1 割 2 歩 78		
内 京店延銀	90 貫 811 匁 6 分 8 厘 4 毛	
江戸店延銀	7 貫 337 匁 0 分 2 厘 1 毛	
大坂店延銀	<u>42 貫 766 匁 2 分 0 厘 5 毛</u>	
	<u>140 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>	
内 当季大元方功納	100 貫	
功納之外持銀	<u>40 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>	

(出所)『享保十五戌年盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5892）から作成。

この時期の『目録寄』では冒頭に期末資本に相当する「当季有銀」が記載される。「当季有銀」2,546 貫 645 匁 8 分 1 厘 4 毛から投下資本である「元建ニ成ル」2,405 貫 730 匁 9 分 4 毛が差し引かれ、当期の「延銀」140 貫 914 匁 9 分 1 厘が計算される。「元建ニ成ル」の内訳は「元建」、「申酉式ケ年戌盆前延銀」、および「十分一割渡ス渡シ残」である。「元建」は、享保7（1722）年の新建申し渡しでは5,000 両と1,800 貫であり、享保8（1723）年上期までは「金五千両銀千八百貫目代り」として2,100 貫が計上されていたが、享保8（1723）年下期以降は2,000 貫となっている。「申酉式ケ年戌盆前延銀」は、前の三年勘定以後の享保13（1728）年上期から享保15（1730）年上期までの5期分の功納額控除後の「延銀」である。「十分一割渡ス渡シ残」は、奉公人への「十分一」褒美銀の渡し残りである。このように「元建ニ成ル」は期首資本に相当し、期末資本から期首資本を差し引いて「延銀」が計算される。すなわち、当期純利益である「延銀」は財産法で計算されているのである。ここで計算された「延銀」は功納額控除前のものであり、その投下資本利益率が1月当たり平均1歩0065（1.0065%）、1年当たり平均1割2歩78（12.78%）と算出されている。続いて、「延銀」の内訳として、京都両替店、江戸両替店、大坂両替店の「延銀」が記載される。そして、「延銀」140 貫 914 匁 9 分 1 厘から「当季大元方功納」100 貫を差し引いて、功納額控除後の「延銀」である「功納之外持銀」40 貫 914 匁 9 分 1 厘が算出される。なお、大元方への功納額は享保9（1724）年上期以降100 貫である。

4.3 『三年勘定大録』

『三年勘定大録』は、三年勘定が行われる会計期間に作成されるため、6期ごとに作成される。『宗竺遺書』での制度化後、最初の三年勘定は享保9（1724）年下期となるが、現存している両替店一卷の『三年勘定大録』は享保12（1727）年からとなる。ここでは享保13（1728）

年上期から享保 15（1730）年下期の『三年勘定大録』について、それを整理した表 6 に沿って述べていく。

から「払方」を差し引いて残高を求め、そこからさらに「十分一」を差し引いて「功納外延銀」を計算している。

「入方」の部では、享保13(1728)年上期から享保15(1730)年下期までの3年間の「荒延銀」が1年ずつ計上されている。「申壺ケ年」は享保13(1728)年、「酉壺ケ年」は享保14(1729)年、「戌壺ケ年」は享保15(1730)年のことである。3年間の「荒延銀」は、「三口合」の1,727貫328匁4分6厘9毛となる。

「払方」の部は、「申酉戌三ケ年功納」「同三ケ年臨時納」「同三ケ年引捨物」「京江戸大坂延銀高預二ノ法要銀積」の4項目からなっている。「申酉戌三ケ年功納」は、每期大元方に納める功納の3年間分の合計である。同様に「同三ケ年臨時納」は、每期100貫納める功納とは別に大元方に納めた功納の3年間分の合計である。「同三ケ年引捨物」は両替店一卷として3年間に要した諸費用であり、「京江戸大坂延銀高預二ノ法要銀積」は「延銀」の積立高と思われる。これらの「払方」4項目を合計したのが「四口合」の1,361貫151匁2分7厘7毛である。

「入方」合計1,727貫328匁4分6厘9毛から「払方」合計1,361貫151匁2分7厘7毛を差し引いたのが「残而」366貫177匁1分9厘2毛となり、3年間の「荒延銀」から功納などの必要諸経費を差し引いた後の3年間分の「延銀」となる。なお、この額は、『目録寄』の末尾に記載されている「功納之外持銀」の享保13(1728)年上期から享保15(1730)年下期までの6期分の合計額と一致する。3年間分の「延銀」からは、3項目の「十分一」が差し引かれる。最初の「十分一引」は、3年間分の「延銀」366貫177匁1分9厘2毛に対する「十分一」で、「臨時功納104貫400目之十分一」は「臨時納」に対する十分一、「預二ノ法退銀241貫目余ノ十分一」は「京江戸大坂延銀高預二ノ法要銀積」に対する十分一である。3年間の「延銀」366貫177匁1分9厘2毛から3項目の「十分一」の合計「三口メ 十分一高」71貫150匁を差し引いたのが「指引残而 申酉戌三ケ年功納外正味延銀」295貫027匁1分9厘2毛である。これが三年勘定によって3年ごとに大元方に納められる「功納外延銀」であり、享保15(1730)年下期の『大元方勘定目録』「入方」(収益の部)を見ると、毎期の功納100貫とともにこれが計上されている。

なお、三年勘定によって決算後の「延銀」は、「年賦納残高」として両替店内に積み立てられていく(賀川、1985、p.176)。そこで「功納外延銀」にこれまでの功納外延銀を納めた残りの608貫292匁1分9厘1毛を合計した「二口合 店持高」903貫319匁3分8厘3毛が、「年賦納残高」として両替店内に積み立てられていく。

5 おわりに

本稿では享保期における三井両替店一卷の会計帳簿である『目録寄』と『三年勘定大録』を、三井家の統轄機関である大元方による営業店管理と関連づけながら考察してきた。大元方は『規矩録』や『建書』といった文書で、営業店の資金面における管理を行い、業績評価

対象項目を明確にしていた。業績評価対象項目は余剰銀だったり、大元方への利銀や奉公人への「十分一」褒美銀を納めた後の利益だったりした。すなわち、各営業店は利益責任をもつプロフィット・センターであったと考えられる。その一方で、各営業店は元方からの限られた資金で営業活動を行うことを強いられ、外部からの資金調達を禁じられていたことから投資責任はなかったといえる。ヒルシュマイヤー・由井（1977）と西川（1993）が述べるように、三井家の経営組織は元方を本社とする今日の事業部制組織に近いものであったと考えられる。そうであれば、各営業店が毎期一定額を納める功納は、今日の本社費配賦額に近いものと考えられることができるであろう¹⁰⁾。

そのような視点から両替店一卷の『目録寄』を考察すると、両替店一卷の功納額控除前の投下資本利益率が計算されていることは特筆に値する。限られた資金で営業活動を行っている以上、「延銀」そのものの額よりも、投下資本に対してどれだけの「延銀」が得られたかということのほうが業績評価指標として有用であるからだ。また、各営業店を事業部制組織の事業部に相当するものと考え、投下資本利益率の計算にあたって本社費配賦額に近い性格をもつ功納額を控除する前の「延銀」を用いることは、両替店の業績評価において適切であるとされる。

功納額控除前の投下資本利益率は、享保 6（1721）年下期までは京都・江戸・大坂の 3 両替店それぞれに対して計算されていたが、享保 7（1722）年上期からは両替店一卷として計算されている。これは享保 7（1722）年の新建の申し渡しと関係があると思われる。享保 7（1722）年の申し渡しにおいては、元方は両替店一卷としての元建額を定めるだけで、江戸両替店と大坂両替店の元建額は京都両替店から分け与えるという形で、京都両替店が傘下の 2 両替店の投下資本を管理できるようになったからである。そのため元方への報告にあたっては、両替店一卷としての業績が明確になっていればよかったのである。

『三年勘定大録』については、業績評価というのではなく、3 年間の両替店一卷の留保利益を確実に元方へ吸い上げるために作成されたものと考えられる。『三年勘定大録』において計算された 3 年間の留保利益は、それが『大元方勘定目録』の「入方」（収益の部）に「功納外延銀」として計上されることで、元方の資本蓄積に貢献したのである。

このように両替店一卷の会計帳簿は、単に両替店一卷の財政状態や経営成績としての利益を明らかにしているだけでなく、元方の営業店管理と密接に結びついて作成されていたのである。

注

- 1) 大元方の会計の生成過程の研究には、中原（1990、1992a、1992b、1992c）、飯野（1997）がある。『大元方勘定目録』の計算構造や内容を詳細に分析した研究には、河原（1977）、西川（2002b）、飯野（1996、1998）がある。また、『大元方勘定目録』を時系列的に動的分析した研究には、西川（2002a、2003、2004b、2004c）、飯野（2002、2003、2004）がある。『大元方勘定目録』以外の大

元方の会計帳簿についても、西川（2004a）が今日の総勘定元帳に相当する『金銀出入寄』と仕訳帳に相当する『金銀出入帳』を、今井（1974）が不動産台帳の『家有帳』を翻刻・紹介している。また、大元方の不動産会計についての高寺（1978）の研究もある。会計史研究においては、新保（1971）、小倉（1967、1978、1979）、千葉（2009）、津村（2014）、飯野（2015）などで大元方の会計や『大元方勘定目録』についての言及がなされている。

- 2) 第1段階における先行研究のうち、呉服店の会計方法や会計帳簿に関する研究には、西川（1982）、原田（2000、2001a、2001b、2002、2006）がある。また、呉服店の会計帳簿を翻刻・紹介した資料には、西川（1994、2010b）がある。両替店の会計方法や会計帳簿に関する研究には、西川（1989、1993、2009）があり、両替店の会計帳簿を翻刻・紹介した資料には西川（2004a、2010a）、田中（1974）がある。第2段階における先行研究のうち、本店一卷の会計に関する研究には、西川（1986a、1986b、1988）、原田（2005）がある。また、本店一卷の会計帳簿の数値をまとめた資料として、原田（2003、2004）がある。両替店一卷の会計に関する研究には、西川（1983、1984）がある。これらの他に、三井文庫（1980）、日本経営史研究所（1983）、賀川（1985）において、三井経営史を検討するための資料として営業店の各種の会計帳簿が利用されている。
- 3) 『宗竺遺書』は、三井文庫（1973）と三井・山口（1969）によって、その全文が翻刻・紹介されている。宗竺は高平の法名であり、『宗竺遺書』は高平の遺書としての体裁をとっているものの、その内容は三井家とその事業のあり方を定めた家法としての性格をもつものである。『宗竺遺書』の冒頭に「今度宗寿居士御遺言を以、家法を相改建置候間、其趣子孫永々相守相違有間舗事」という一文があり、これが三井家の家法であることを言及している。
- 4) 小名木川店は、享保9（1724）年に三井家の手代脇田藤右衛門に譲渡される（三井文庫、1973、p.767）。
- 5) 小野田店は享保元（1815）年に本町一丁目に移転して、江戸本町一丁目店となる（三井文庫、1980、p.79）。
- 6) 京都間之町店は、享保12（1727）年に関東糸絹問屋の跡式を引き受けて開店された（三井文庫、1973、p.767）。
- 7) 『両替店新建帳』は三井文庫（1973）において、その全文が翻刻されている。
- 8) 三年勘定とは、各営業店の留保利益を3年ごとに大元方へ上納するという制度である。大元方と営業店の関係は、営業店の経営資金として大元方から元建を渡し、営業店はそれに対して一定額の功納を大元方に納めるというものであるが、これだと利益は営業店に留保されたままとなる。大元方が資本蓄積を行うには、各営業店の留保利益を吸収しなければならない。そこで、享保7（1722）年に作成された『宗竺遺書』で三年勘定制度を設け、各営業店の利益を大元方に吸い上げることができるようにしたのである。なお、三井・山口（1969）によれば、宝永7（1710）年の大元方設立後から享保7（1722）年の『宗竺遺書』制定までの間にも、各営業店の留保利益が大元方に納入されていたという。ただし、それは4年目とか2年目に行われており、必ずしも3年ごとと決まっていたわけではないという（p.255）。そのため『宗竺遺書』によって、三年勘定が制度化されたと考えることができる。
- 9) 金建の場合は「延金」となる。なお、「延銀」とは当期純利益のことである。
- 10) 大元方の収益の大部分は各営業店からの功納で占められており、大元方が負担する費用のほとんどは、各営業店から上納された功納によって賄われていた。宝永7（1710）年上期の『大元方勘定目録』（三井文庫所蔵史料、続2855）では大元方の収益の約80%、享保15（1730）年下期の『大元方勘定目録』（三井文庫所蔵史料、続2889）では大元方の収益の約95%が功納で占められている。

参考文献

- [1] 飯野幸江（1996）「三井大元方の成立と大元方勘定目録」『小樽女子短期大学研究紀要』第25号、pp.115-146
- [2] 飯野幸江（1997）「三井大元方勘定目録の成立過程」『会計史学会年報』第15号、pp.49-63
- [3] 飯野幸江（1998）「享保期における三井大元方勘定目録」『小樽女子短期大学研究紀要』第27号、pp.163-181
- [4] 飯野幸江（2002）「寛保・延享期における三井大元方勘定目録」『小樽短期大学研究紀要』第31号、pp.77-100
- [5] 飯野幸江（2003）「安永持分け直前における三井大元方の会計」『小樽短期大学研究紀要』第32号、pp.33-51
- [6] 飯野幸江（2004）「幕末・明治維新时期における三井大元方の会計—大元方勘定目録の検討を通じて

- 一」『小樽短期大学研究紀要』第 33 号、pp.71-100
- [7] 飯野幸江 (2015) 「会計史研究と経営史研究の接点を探るための一試案～近世日本における三井家の経営と帳合法を例として～」『嘉悦大学研究論集』第 58 巻第 1 号、pp.25-47
- [8] 今井典子 (1974) 「大元方『家有帳』」『三井文庫論叢』第 8 号、pp.197-268
- [9] 小倉栄一郎 (1967) 「わが国固有の会計報告の類型」『会計』第 91 巻第 5 号、pp.32-51
- [10] 小倉栄一郎 (1978) 「和式帳合法発達段階の実証」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第 11 号、pp.1-26
- [11] 小倉栄一郎 (1979) 「日本会計史 [1] わが国固有の簿記会計法」小島男佐夫編『体系現代会計学』第 6 巻 会計史および会計学史』所収、中央経済社、pp.259-283
- [12] 賀川隆行 (1985) 『近世三井経営史の研究』吉川弘文館
- [13] 新保博 (1971) 「わが国在来帳合法の成立と構造」『国民経済雑誌』第 123 巻第 4 号、pp.1-19
- [14] 高寺貞男 (1978) 「初期の三井大元方における簿外不動産追補会計の解析」『経済論叢』(京都大学経済学会) 第 122 巻第 3・4 号、pp.1-12
- [15] 田中康雄 (1974) 「三井江戸両替店史料補遺—紙背文書による『勘定目録』の復原—」『三井文庫論叢』第 8 号、pp.269-289
- [16] 千葉準一 (2009) 「近世江戸期における経済思想と各商家の内部報告会計実践」『経済志林』第 76 巻第 3 号、pp.269-293
- [17] 津村怜花 (2014) 「和式帳合と複式簿記の輸入」中野常男・清水泰洋編著『近代会計史入門』所収、同文館出版、pp.132-150
- [18] 中井信彦 (1966) 「三井家の経営—使用人制度とその運営—」『社会経済史学』第 31 巻第 6 号、pp.88-101
- [19] 中原章吉 (1990) 「三井大元方勘定目録の成立序説」『駒沢大学経済学論集』第 21 巻第 3 号、pp.215-228
- [20] 中原章吉 (1992a) 「三井大元方勘定目録の成立の研究 (1)」『駒沢大学経済学論集』第 23 巻第 4 号、pp.97-107
- [21] 中原章吉 (1992b) 「三井大元方勘定目録の成立の研究 (2)」『駒沢大学経済学部研究紀要』第 50 号、pp.199-221
- [22] 中原章吉 (1992c) 「三井大元方勘定目録の成立の研究 (3)」『駒沢大学経済学論集』第 24 巻第 1 号、pp.63-79
- [23] 西川登 (1982) 「元禄期の三井京都御用所における三井複式決算の成立」『佐賀大学経済論集』第 15 巻第 1 号、pp.27-54
- [24] 西川登 (1983) 「寛政期の三井両替店一卷新元方とその勘定目録」『佐賀大学経済論集』第 16 巻第 3 号、pp.59-83
- [25] 西川登 (1984) 「三井両替店一卷の会計組織」『経営史学』第 19 巻第 3 号、pp.28-57
- [26] 西川登 (1986a) 「文政期の三井越後屋呉服店の本支店会計報告制度」『産業経理』第 46 巻第 3 号、pp.109-118
- [27] 西川登 (1986b) 「三井越後屋呉服店『本店一卷』の決算報告書類 (文政元年下期)」『佐賀大学経済論集』第 19 巻第 3 号、pp.345-376
- [28] 西川登 (1988) 「三井越後屋呉服店の初期・中期の決算報告書」『商経論叢』(神奈川大学経済学会) 第 23 巻第 2 号、pp.33-56
- [29] 西川登 (1989) 「三井大坂両替店の帳簿組織」『商経論叢』(神奈川大学経済学会) 第 24 巻第 3 号、pp.185-219
- [30] 西川登 (1993) 『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部報告会計制度および会計処理技法の研究』白桃書房
- [31] 西川登 (1994) 「三井越後屋上之店の目録 (会計報告書)—宝永七年下期、寛保三年上期、文政元年下期—」『商経論叢』(神奈川大学経済学会) 第 30 巻第 1 号、pp.173-210
- [32] 西川登 (2002a) 「財務数値からみた三井家初期の大元方」『商経論叢』(神奈川大学経済学会) 第 38 巻第 1 号、pp.25-47
- [33] 西川登 (2002b) 「三井家大元方の初期における会計計算・表示形式の試行錯誤的変遷」『大阪経大論集』第 53 巻第 3 号、pp.163-179
- [34] 西川登 (2003) 「財務数値からみた享保一元文期の三井家大元方」『商経論叢』(神奈川大学経済学会) 第 38 巻第 4 号、pp.1-18
- [35] 西川登 (2004a) 『三井家勘定管見 [資料篇]』白桃書房
- [36] 西川登 (2004b) 「財務数値からみた同苗集団分裂期 (1775 年—1797 年) の三井家大元方」『商経論叢』(神奈川大学経済学会) 第 39 巻第 4 号、pp.127-147

- [37] 西川登 (2004c) 「財務数値からみた再結合後の三井家大元方：1797年－1835年」『商経論叢』（神奈川県経済学会）第40巻第2号、pp.41-61
- [38] 西川登 (2009) 「附属明細報告書からみた近世の三井家における店用諸経費－『京都両替店』の傘下4店を中心に－」『会計史学会年報』第28号、pp.33-49
- [39] 西川登 (2010a) 「三井家の江戸両替店・大坂両替店・糸店・間之町店における店用諸経費－文政六年（一八二三年）の『店雑用入目録』など各店の附属明細報告書－」『商経論叢』（神奈川県経済学会）第45巻第2・3号、pp.113-130
- [40] 西川登 (2010b) 「三井家の京本店・江戸本店・大坂本店・江戸向店・芝口店における店用諸経費－文政十年秋季（一八二七年下期）の『小遣方目録』など各店の附属明細報告書－」『商経論叢』（神奈川県経済学会）第45巻第4号、pp.1-37
- [41] 日本経営史研究所 (1983) 『三井両替店』株式会社三井銀行『三井両替店』編纂委員会
- [42] 原田奈々子 (2000) 「元禄期における帳合法～三井越後屋呉服店に関して～」『杏林社会科学研究』第16巻第2号、pp.28-54
- [43] 原田奈々子 (2001a) 「元禄期における三井越後屋呉服店の決算および決算書類に関する一考察」『杏林社会科学研究』第17巻第1号、pp.34-57
- [44] 原田奈々子 (2001b) 「宝永七年における越後屋呉服店目録～京本店、大坂呉服店、京上之店に関して～」『杏林社会科学研究』第17巻第3号、pp.50-73
- [45] 原田奈々子 (2002) 「宝永七年における越後屋呉服店目録－江戸式丁目店および江戸本店に関して－」『杏林社会科学研究』第18巻第3号、pp.78-103
- [46] 原田奈々子 (2003) 「享保期における越後屋呉服店一卷の財務状態」『杏林社会科学研究』第19巻第4号、pp.68-89
- [47] 原田奈々子 (2004) 「元文期－寛延期における越後屋呉服店一卷の財務状態」『杏林社会科学研究』第20巻第3号、pp.59-79
- [48] 原田奈々子 (2005) 「越後屋呉服店一卷の合併決算書類に関する考察－寛保三年下期『大録』と京本店、江戸本店、および大坂本店『目録』の分析－」『杏林社会科学研究』第21巻第2号、pp.44-84
- [49] 原田奈々子 (2006) 「寛保三年下期における江戸向店『目録』に関する考察」『杏林社会科学研究』第22巻第4号、pp.22-43
- [50] ヒルシュマイヤー、J・由井常彦 (1977) 『日本の経営発展』東洋経済新報社
- [51] 三井文庫 (1973) 『三井事業史 資料篇一』三井文庫
- [52] 三井文庫 (1980) 『三井事業史 本篇第一巻』三井文庫
- [53] 三井玲子・山口栄蔵 (1969) 『『宗寿居士古遺言』と『宗竺遺書』』『三井文庫論叢』第3号、pp.215-259
- [54] 安岡重明 (1970) 『財閥形成史の研究』ミネルヴァ書房

参考史料

- [1] 『宝永七年寅正月より七月十四日まで大元方勘定目録』（三井文庫所蔵史料、続2855）
- [2] 『享保十五年戌七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』（三井文庫所蔵史料、続2889）
- [3] 『享保七寅歳盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5876）
- [4] 『京江戸大坂寅盆後一致勘定目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5877）
- [5] 『享保八卯年盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5878）
- [6] 『享保八卯年盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5879）
- [7] 『享保九辰年盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5880）
- [8] 『享保九辰年盆後勘定大録』（三井文庫所蔵史料、2419-1）
- [9] 『享保十巳年盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5881）
- [10] 『享保十巳年盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5882）
- [11] 『享保十一年盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5883）
- [12] 『享保十一年盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5884）
- [13] 『享保十二年未盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5885）
- [14] 『享保十三年申年盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5887）
- [15] 『享保十三年申盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5888）
- [16] 『酉盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5889）
- [17] 『享保十四酉年盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5890）
- [18] 『戌盆前目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5891）
- [19] 『享保十五戌年盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続5892）

- [20] 『享保十乙巳年より同十二丁未年迄勘定大録』(三井文庫所蔵史料、続 5886)
- [21] 『京江戸大坂享保十三申年より同十五戌年迄三年勘定大録』(三井文庫所蔵史料、続 5893)
- [22] 『目録寄歩廻控』(三井文庫所蔵史料、続 2714)

(平成 28 年 5 月 9 日受付、平成 28 年 7 月 7 日再受付)